

オンライントレード電子交付サービス利用規定

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」（以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。）の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUFGテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条 当社は、お客さまに対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「インターネットトレード電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。
- 2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類のうち、以下に掲げる書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。
- ただし、本サービスのご利用形態または目論見書等の種類もしくは商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第4条第1項に規定する方法にてお客さまにその旨を通知します。
- (1) 目論見書
 - (2) 投資信託および投資法人に関する法律上の約款にかかる書面
 - (3) 取引説明書
 - (4) 第1号から第3号に関連する書面

(法令等の遵守)

- 第3条 サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

(本サービスの方法)

第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ニの方法）により行います。なお、お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。

2 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取扱うものとします。

- (1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード等上で閲覧に供します。
- (2) 電子書面はAdobe Readerの最新のバージョンにより閲覧できるPDFファイルとします。
- (3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、インターネットトレード等上であらかじめ通知します。
- (4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）をインターネットトレード等上に記録するものとします。
- (5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、インターネットトレード等上に電子書面を閲覧に供するものとします。
 - ① 当社が当該電子書面と同一の内容である紙媒体の目論見書等を交付した場合
 - ② 当社がお客さまより他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは目論見書等を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等)による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合
- (6) 当社はインターネットトレード等において閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。

(本サービスの利用の申込み)

第5条 お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込みものとします。

2 お客さまは、第2条第2項に定める目論見書等の全てについて、当社から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

(本サービスの提供条件)

第6条 当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

- (1) お客さまは当社において既に「証券取引約款」に基づく総合取引をご利用いただいていること
- (2) お客さまは「オンライントレード・テレフォントレード」をご利用いただいていること
- (3) お客さまは常にインターネットを利用できること
- (4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェア

アをご用意いただいていること

- (5) お客さまは、本サービスを利用するために必要なOS等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと
- (6) お客さまは、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること

(お客さまの承諾事項)

第7条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。

- (1) お客さまが目論見書等の紙媒体が必要な場合は、お客さまご自身により電子書面を紙媒体に出力していただきます。
- (2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード等上にて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。
- (3) 当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。

(解約)

第8条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

- (1) お客さまが、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを確認した場合
 - (2) お客さまが、第3条に定める法令等に違反した場合
 - (3) お客さまが、第6条各号に定める条件のいずれかを満たさなかった場合
 - (4) 当社の判断により、当社の全てのお客さまに対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合
- 2 お客さまが本サービスを解約した場合、すでに本サービスによりお客さまに交付済みの目論見書等については、第4条の規定による方法での交付は行いません。この場合、お客さまの請求に基づき紙媒体により目論見書等を交付するものとします。

(免責事項)

第9条 次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。

- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること
- (2) あらかじめお客さまに通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等がメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
- (3) 第8条に定める本サービスの解約
- (4) 当社に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著し

く困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること

- (5) 当社に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

(規定の変更)

第 10 条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年8月